

うさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 19 日

宇佐市告示 59 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日宇佐市告示第 105 号

令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号

令和 6 年 3 月 27 日宇佐市告示第 116 号

令和 7 年 3 月 4 日宇佐市告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇佐市内への移住・定住の促進を図るため、住宅の新築や購入等に要する経費の一部を補助するうさ暮らし定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこれに定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 現に大分県内に住所を有していない者で、補助金の交付を申請する日前 5 年の間に大分県内に住所を有していなかったもの又は大分県内に住所を有して 1 年経過しない者で大分県内に住所を有する日前 5 年の間に大分県内に住所を有していなかったものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる先進農家又は先進農業法人での研修や地域おこし協力隊員等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外し、同一の世帯員についても同様の扱いとする。
- (2) 市外移住者 前号に規定する者を除いた者のうち、現に宇佐市内に住所を有していない者で補助金の交付を申請する日前 5 年の間に宇佐市内に住所を有していなかったもの又は宇佐市内に住所を有して 1 年経過しない者で宇佐市内に住所を有する日前 5 年の間に宇佐市内に住所を有していなかったものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる先進農家又は先進農業法人での研修や地域おこし協力隊員等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外し、同一の世帯員についても同様の扱いとする。
- (3) 移住者 前 2 号に規定する県外移住者及び市外移住者をいう。
- (4) 子育て世帯 18 歳未満の世帯員（移住日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の者をいい、移住日時点における胎児を含む。）が同居する世帯をいう。
- (5) 若年世帯 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）又はその配偶者が 40 歳未満の世帯員をいう。
- (6) 孫ターン世帯 申請者及び配偶者の父母がいずれも宇佐市に住所を有していない世帯で、その祖父母のいずれか又は両方が宇佐市に住所を有している世帯をいう。
- (7) 新築 新たに建設する、又は購入する居住の用に供する住宅で、延床面積が 50 平

方メートル以上のものをいう。ただし、建築年月日から起算して3年以上経過しているもの又は過去に住居として使用されたものを除く。

- (8) 空き家 宇佐市空き家情報提供事業要綱（平成 19 年宇佐市告示第 34 号）に基づく宇佐市空き家情報提供事業に登録した住宅をいう。
- (9) 借人 所有者等と空き家の貸借契約を締結した者をいう。ただし、移住者を除く。
- (10) 所有者等 第 8 号に規定する住宅の所有者又は管理者をいう。
- (11) 宇佐市地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)第 2 の(1)に規定する地域おこし協力隊員のうち、宇佐市で活動を行う者をいう。なお、当該職の内定を受けている者もこれに含める。
- (12) 空き店舗 かつて商業活動又は事務所の用に供されていた施設で、現に利用されていない建物をいう。
- (13) 周辺地域 宇佐市安心院町及び宇佐市院内町の全区域並びに宇佐市麻生地区、西馬城地区、和間地区、長峰地区、横山地区、天津地区、北馬城地区、高家地区、八幡地区、糸口地区及び封戸地区の 11 区域をいう。
- (14) 起業 新たに事業を始めることをいう。ただし、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 5 項に定める連鎖化事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業での事業又はその他市長が不適切と認める事業は、その事業から除く。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、上限額は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。ただし、本事業のほかに、国及び地方公共団体等からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

2 補助金は、補助対象者に対して補助対象事業につき 1 回に限り交付する。

（補助要件）

第 4 条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 移住者が転勤、出向等の職務上や大学進学等による一時的な転入者でないこと。
- (2) 移住者が入居予定の住宅の所有者等と 3 親等以内の親族ではないこと。
- (3) 移住者又は所有者等が、暴力団（同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 移住者が 5 年以上の定住を誓約できる者であること。
- (5) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に補助事業を完了すること。
- (6) 移住者又は所有者等が、補助金交付の審査や事業完了後の定住状況等を把握するために必要な住民登録に関する事項や納税状況等の情報を、宇佐市が調査することを承諾する者であること。
- (7) 移住者又は所有者等が市区町村住民税等の滞納がない者であること。

- (8) 移住後、同一の世帯を構成する世帯員（18歳未満の者を除く。）の2分の1以上が移住者であること。
 - (9) 建物を賃借する移住者が改修を行う場合は、改修に対する所有者等の同意、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること（空き家改修支援事業及び起業支援事業に限る。）。
 - (10) 移住者又は所有者等が建築基準法等各種関係法令を遵守して改修等を行うこと（空き家改修支援事業及び起業支援事業に限る。）。
 - (11) 改修等を行う空き家又は空き店舗が5年以上継続して事業の用に使用されること（起業支援事業に限る。）。
 - (12) 移住者が宇佐市が行う移住に関する情報発信に協力する者であること。
- 2 補助対象事業のうち家財道具処分等支援事業（バンク登録型）の補助金の交付対象となる要件は、前項第3号、第5号、第6号及び第7号に該当するものとする。
- （補助金の交付申請）
- 第5条 申請者は、うさ暮らし定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる添付書類を添えて、市長に申請をしなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、入居する住宅に係る契約の締結後、補助事業の区分に応じて次の各号に掲げる期限までに行わなければならない。
- (1) 住宅取得支援事業 新たに建設する居住の用に供する住宅の場合は事業着手前（事業完了が事業着手の日の属する年度の翌年度となる見込みであるときは、事業着手前に申請に必要な書類一式を提出している場合に限り、建設する住宅に住民票を移す前）、新たに住宅を購入する場合は購入する住宅に住民票を移す前
 - (2) 移住奨励金交付事業 宇佐市に住民票を有した日から起算して1年以内
 - (3) 空き家改修支援事業 事業着手前
 - (4) 家財道具処分等支援事業（賃貸契約型） 事業着手前
 - (5) 家財道具処分等支援事業（バンク登録型） 事業着手前（宇佐市空き家情報提供事業要綱に基づく空き家等情報登録台帳に登録された日以後である場合に限る。）
 - (6) 起業支援事業 事業着手前
- （補助金の交付決定）
- 第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、うさ暮らし定住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 宇佐市移住支援金交付要綱(令和2年告示第60号)に規定する支援金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付を行わないこと。

(6) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、うさ暮らし定住支援事業補助金変更・中止申請書(様式第8号)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、交付決定者に申請事項について指示することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、これによって交付する補助金の額に変更が生じたときは、うさ暮らし定住支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度内にうさ暮らし定住支援事業完了報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第2号)(家財道具処分等支援事業(バンク登録型)の場合は、これを除く。)

(2) 事業報告書(様式第2号-2)(家財道具処分等支援事業(バンク登録型)の場合に限る。)

(3) 収支決算書(様式第3号)

(4) 住民票の写し(世帯全員分)

(5) 領収書等の写し(移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。)

(6) 事業着手後の写真(移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業の完了検査終了後、直ちにうさ暮らし定住支援事業補助金交付請求書(様式第11号)により市長に補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
 - (3) うさ暮らし定住支援事業補助金の申請日から3年未満に他の市区町村へ転出したとき。ただし、家財道具処分等支援事業（バンク登録型）の場合は、これを除く。
 - (4) うさ暮らし定住支援事業補助金の申請日から3年以上5年未満に他の市区町村へ転出したとき。ただし、家財道具処分等支援事業（バンク登録型）の場合は、これを除く。
 - (5) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 前項の場合において、返還額の区分は以下のとおりとする。
- (1) 全額の返還 前項第1号、第2号、第3号又は5号に該当する場合
 - (2) 半額の返還 前項第4号に該当する場合
- 3 市長は、第1項の場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の返還を免除することができる。
- (1) 補助金交付を受けた者又はその3親等以内の親族の病気が原因による転出
 - (2) 会社の倒産による転出
 - (3) 災害の被害による転出
 - (4) その他市長が認める場合
- 4 市長は、前項の場合において、同項各号に該当する事由を証する書類の提出を求めることができる。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則（令和4年3月31日宇佐市告示第105号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日宇佐市告示第99号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日宇佐市告示第116号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の規定は、令和6年度以後の補助金について適用し、令和5年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月4日宇佐市告示第46号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、令和 7 年度以後の補助金について適用し、令和 6 年度以前の補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条関係)

事業名	補助対象者	補助対象経費	補助率	上限額 (※ 1)	
				県 外 移住者	市外移住 者、借人、 所有者等
住宅取得支援 事業	県外移住者(子育て世帯 の移住者を除く。)	新築費用	定額	50 万円	—
	県外移住者(子育て世帯 の移住者を除く。)	空き家購入費用	1/10 以内	100 万円	—
	子育て世帯の移住者	新築費用	定額	100 万円	100 万円
		空き家購入費用	1/2 以内	100 万円	50 万円
移住奨励金交付 事業 (賃貸契約 型) (※2)	賃貸契約した県外移住 者	移住に伴う経費	定額	20 万円 (※3)	—
移住奨励金交付 事業 (住宅取得 型)	新築又は空き家を購入 した県外移住者	移住に伴う経費	定額	20 万円 (※3)	—
空き家改修支援 事業	移住者、所有者等	空き家の改修及び増築に要する費用で、宇佐市内に事務所又は事業所を有 する者が行うもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 空き家に附属する別棟の車庫や物置等の工事 イ 併用住宅における居住部分以外の工事 ウ 冷暖房器具及び家電製品等の購入費及び取付工事費 エ カーテン、家具、調度品等の購入費及び設置工事費 オ 電話、インターネット、CATV 等の配線工事費 カ 外構工事費 キ 改修を伴わない解体又は除却工事費 ク 申請者が直接行う改修工事及び増築工事費 ケ その他、市長が不適当と認める費用	2/3 以内	100 万円 (※4)	50 万円

家財道具処分等 支援事業（賃貸 契約型）	空き家を賃貸契約した移 住者、借人又は所有者等	空き家にある家財の処分等に要する費用のうち、次に掲げる費用で、宇佐 市内に事務所又は事業所を有する者が行うもの。ただし、家財の処分に係る 費用にあつては、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 17 年宇佐市条例第 150 号）第 34 条に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可 を受けている者が行うものに限る。	10/10 以内	15 万円	10 万円
家財道具処分等 支援事業（バン ク登録型）	所有者等	ア ごみ処理手数料 イ ごみの収集・運搬にかかる費用 ウ 廃棄物処理業者等への処分委託費用 エ 空き家の屋内外の清掃費 オ その他市長が適当と認める経費	2/3 以内	—	10 万円
起業支援事業	移住者	周辺地域にある空き家又は空き店舗において起業するために実施する改修 及び増築に要する費用又は事業に付帯する設備及び備品等の整備に要する費 用。なお、改修及び増築の工事については、宇佐市内に事務所又は事業所を 有する者が行うものであること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 申請者が直接行う工事費 イ 併用住宅における居住部分の工事費 ウ 改修及び増築を伴わない解体又は除却工事費 エ 事業用と自家用の判断が困難な設備及び備品等の整備に要する費用 オ その他市長が不適切と認める費用	1/2 以内	100 万円	50 万円

※ 1 補助額は補助対象経費の額に補助率を乗じた後、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額とする。

※ 2 移住奨励金交付事業（賃貸契約型）において、奨励金の対象となる賃貸住宅は、次の場合を除いた民間賃貸住宅又は空き家とする。

（1）社宅、寮、公務員住宅等の給与住宅

（2）市営住宅、県営住宅等公的賃貸住宅

※ 3 別表 2 に定める加算対象者に該当する場合は、各項目を加算した補助金額を上限とする。

※ 4 住宅取得支援事業において、空き家購入費用に対する補助を受ける場合は、当該事業における補助額と合算して 100 万円を上限とする。

別表 2（第 3 条関係）

加算項目	加算対象者	移住奨励金 (賃貸契約型)	移住奨励金 (住宅取得型)
若年世帯加算	若年世帯	10 万円	10 万円
子ども加算	子育て世帯	5 万円／人 ※ 1	10 万円／人 ※ 2
孫ターン世帯加算	孫ターン世帯で新築、又は空き家を購入した世帯	—	40 万円 ※ 3
周辺地域加算	周辺地域にて新築を購入した世帯	—	40 万円

※ 1 18 歳未満の者 1 人につき加算し、加算の上限額は 2 0 万円とする。

※ 2 18 歳未満の者 1 人につき加算し、加算の上限は 4 0 万円とする。

※ 3 空き家を購入した場合は加算額の上限を 2 0 万円とする。

※ 4 若年世帯加算と子ども加算の併用は不可とする。

別表 3（第 4 条関係）

事業名	添付資料	
	共通	事業別
①住宅取得支援事業	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 誓約書（様式第 4 号） (4) 確約書（様式第 5 号） (所有者等が申請者の場合に限る)	(1) 設計図（平面図、立面図、配置図）の写し（新たに建設する居住の用に供する住宅に限る） (2) 住宅の登記事項証明書又は固定資産税評価証明書（新たに建設する居住の用に供する住宅を除く） (3) 事業着手前の写真又は取得住宅の写真
②移住奨励金交付事業 （賃貸契約型）	(5) 同意書（様式第 6 号） (移住者、借人が借受けた空き家を改修又は増築する場合に限る)	—
③移住奨励金交付事業 （住宅取得型）	(6) 住民票の写し (7) 戸籍の附票の写し等（住民票の写しで宇佐市外に 5 年以上居住していることが確認できない場合に限る）	(1) 祖父母及び父母の住民票等（孫ターン加算がある場合に限る） (2) 祖父母との関係を証明する書類（孫ターン加算がある場合に限る）
④空き家改修支援事業	(8) 申請者及び移住後に同居予定の者（16 歳未満の者を除く）の宇佐市及び移住前の住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書（移住者、借人が申請者の場合に限る）	(1) 施工業者の見積書（内訳が確認できるもの） (2) 設計図（施工箇所が多数ある場合に限る） (3) 事業着手前の写真
⑤家財道具処分等支援事業 （賃貸契約型）	(9) 申請者の宇佐市及び住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書（所有者等が申請者の場合に限る）	(1) 処分業者等の見積書（内訳が確認できるもの） (2) 事業着手前の写真
⑥家財道具処分等支援型 （バンク登録型）	(10) 住宅の購入又は貸借に係る契約書の写し (11) その他市長が必要と認める書類 ※⑥の場合(1)(3)(7)(10)は求めないものとする。	(1) 事業計画書（様式第 2 号-2） (2) 処分業者等の見積書（内訳が確認できるもの） (3) 事業着手前の写真
⑦起業支援事業		(1) 施工業者の見積書（内訳が確認できるもの） (2) 設計図（施工箇所が多数ある場合に限る） (3) 事業着手前の写真

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

うさ暮らし定住支援事業補助金交付申請書

年度うさ暮らし定住支援事業補助金の交付を受けたいので、うさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 対象事業

- ☐ 住宅取得支援事業
- ☐ 移住奨励金交付事業
- ☐ 空き家改修支援事業
- ☐ (☐ 賃貸契約型 ☐ 住宅取得型)
- ☐ 家財道具処分等支援事業
- ☐ 【加算項目】
- ☐ (☐ 賃貸契約型 ☐ バンク登録型)
- ☐ ☐ 若年世帯加算 ☐ 子ども加算 (人)
- ☐ 起業支援事業
- ☐ ☐ 孫ターン加算 ☐ 周辺地域加算 (地区)

2. 事業別交付申請額

事業名	契約金・見積額等	補助対象経費	事業別交付申請額
住宅取得支援	円	円	円
移住奨励金交付	—	—	円
空き家改修支援	円	円	円
家財道具処分等支援	円	円	円
起業支援	円	円	円
合計	円	円	円

3. 交付申請額

円

【添付書類】

1. 事業計画書（様式第 2 号）
2. 収支予算書（様式第 3 号）
3. 誓約書（様式第 4 号）
4. 確約書（様式第 5 号）（所有者等が申請者の場合に限る）
5. 同意書（様式第 6 号）（移住者、借人が借受けた空き家を改修又は増築する場合に限る）
6. 住民票の写し
7. 戸籍の附票の写し等（住民票の写しで宇佐市外に 5 年以上居住していることが確認できない場合に限る）
8. 申請者及び移住後に同居予定の者（16 歳未満の者を除く）の宇佐市及び移住前の住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書（移住者、借人が申請者の場合に限る）
9. 申請者の宇佐市及び住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書（所有者等が申請者の場合に限る）
10. 住宅の購入又は貸借に係る契約書の写し
11. その他市長が必要と認める書類
12. 事業ごとの添付書類
 - (1) 住宅取得支援事業
 - ・設計図（平面図、立面図、配置図）の写し（新たに建設する居住の用に供する住宅に限る）
 - ・住宅の登記事項証明書又は固定資産税評価証明書（新たに建設する居住の用に供する住宅を除く）
 - ・事業着手前の写真又は取得住宅の写真
 - (2) 移住奨励金交付事業
 - ・祖父母の住民票（孫ターン加算がある場合に限る。）
 - ・祖父母との関係を証明する書類（孫ターン加算がある場合に限る。）
 - (3) 空き家改修支援事業、起業支援事業
 - ・施工業者の見積書（内訳が確認できるもの）
 - ・設計図（施工箇所が多数ある場合に限る。）
 - ・事業着手前の写真
 - (4) 家財道具処分等支援事業
 - ・事業計画書（様式第 2 号-2）（バンク登録型の場合に限る。）
 - ・処分業者等の見積書（内訳が確認できるもの）
 - ・事業着手前の写真

※家財道具処分等支援事業（バンク登録型）は 1、3、7 及び 10 は求めないものとする。

様式第2号（第5条、第7条及び第8条関係）

事業計画（報告）書

住 所	移 住 前				
	移 住 後	宇佐市			
移住先の住宅		☐ 新 築 ☐ 空き家 ☐ その他			
住 宅 契 約 日		年 月 日	延 床 面 積	m ²	
移住（予定）日		年 月 日			
事 業 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			
移 住 後 の 世 帯 の 欄		氏名	年齢	氏名	年齢
移住前（後）の職業					
○空き家改修支援事業の欄					
施 工 業 者		名称： 住所：			
改 修 等 内 容					
○家財道具処分等支援事業の欄					
処 分 業 者 等		名称： 住所：			
片 付 け 等 内 容					
○起業支援事業の欄					
業 種 ・ 業 態					
起業（予定）日		年 月 日			
施 工 業 者 等		名称： 住所：			
改 修 等 内 容					

事業計画（報告）書

家財道具処分等支援事業（バンク登録型）

物件の所在地			空き家バンク物件番号 ()
掲載の概要	☐ 売買 ☐ 賃貸	延床面積	m ²
バンク登録日	年 月 日		
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
○家財道具処分等支援事業の欄			
処分業者等	名称： 住所：		
片付け等 内容			

様式第3号（第5条、第7条及び第8条関係）

収支予算（決算）書

1. 収入の欄

科目	金額（円）	内 訳（明細、積算根拠等）
市補助金（A） （移住奨励金の額を除く）		住宅取得支援事業： 千円 空き家改修支援事業： 千円 家財道具処分等支援事業： 千円 起業支援事業： 千円
自己資金		
合計		

2. 支出の欄

科目	金額（円）	内 訳（明細、積算根拠等）
住宅取得費用		
空き家改修支援		
家財道具処分等支援		
起業支援		
合計		

3. 移住奨励金の額（B）

_____ 円

4. 市補助金の計（A + B）

_____ 円

年 月 日

宇佐市長

宛て

【移住者】

住 所 _____

氏 名 _____

誓 約 書

私及び同居の家族は、次の事項について誓約します。

1. 転勤、出向等の職務上や大学進学等による一時的な転入者ではありません。
2. 入居予定の住宅の所有者又は管理者とは3親等以内の親族ではありません。
3. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
4. 入居予定又は入居する住宅に5年以上定住します。（住宅取得支援事業の場合に限る。）
5. 宇佐市に生活の本拠を置き、将来にわたって5年以上定住します。
6. 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に補助事業を完了します。
7. 私及び同居家族について、補助金交付の審査や事業完了後の定住状況等を把握するために必要な住民登録の状況や納税状況等の情報を、宇佐市が調査することを承諾します。
8. 建築基準法等各種関係法令を遵守して改修等を行います（空き家改修支援事業の申請の場合に限る。）。
9. 宇佐市の移住定住の情報発信に協力します。
10. 改修等を行う空き家又は空き店舗を使用して5年以上継続して事業を行います（起業支援事業の申請の場合に限る。）。
11. 上記の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、宇佐市から受けた補助金を直ちに返還します。

年 月 日

宇佐市長

宛て

【所有者等】

住 所 _____

氏 名 _____

確 約 書

私は、次の事項について確約します。

1. 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。
2. 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に補助事業を完了します。
3. 建築基準法等各種関係法令を遵守して住宅の改修等を行います（空き家改修事業の申請の場合に限る。）。
4. 補助金交付の審査するために、納税状況等の必要な情報を調査することを承諾します。
5. 補助事業終了後5年間は移住者の居住の用に供し、賃借した移住者又は借人は5年以上当該物件に居住します。（家財道具処分等支援事業（バンク登録型）の場合は、これを除く。）
6. 補助事業終了後5年間は移住者の居住の用に供し、事業終了後ただちに居住の用に供しない場合は、移住者向けの賃貸可能な空き家として宇佐市空き家バンクに登録及び広報することに同意します。（家財道具処分等支援事業（バンク登録型）の場合に限る。）
7. 上記の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、宇佐市から受けた補助金を直ちに返還します。

年 月 日

宇佐市長

宛て

【所有者等】

住 所

氏 名

同 意 書

私が、所有（管理）している住宅について、借受人が下記の内容にて改修等を行うことに同意いたします。また、賃貸借期間終了後は借受人の原状回復義務を免除します。

記

借 受 人	氏 名	
	住 所	
貸 付 住 宅	名 称	
	所 在 地	
改 修 等 の 内 容	改 修 箇 所	内 容

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

うさ暮らし定住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度うさ暮らし定住支援事業補助金
について、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定額

金 円

2. 補助金交付の条件

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- （5）宇佐市移住支援金交付要綱（令和 2 年告示第 60 号）に規定する支援金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付を行わないこと。
- （6）宇佐市補助金等交付規則及びうさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

3. 不交付の理由（不交付の場合）

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

うさ暮らし定住支援事業補助金変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので、下記のとおり申請します。

記

変更・中止 年月日	年 月 日		
変更・中止 の内容			
変更・中止 の理由			
事業費及び 補助金申請額		変 更 前	変 更 後
	補助対象経費	円	円
	補助金申請額	円	円
※添付書類（変更の場合） ①事業計画書（様式第 2 号） ②収支予算書（様式第 3 号） ③その他市長が必要と認める書類			

様式第 9 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

うさ暮らし定住支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありましたうさ暮らし定住支援事業補助金について、
下記の金額を変更交付することを決定しましたので、うさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱第 7 条
の規定により通知します。

記

変更前	金	円
変更後	金	円
増減額	金	円

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

うさ暮らし定住支援事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 事業完了年月日

_____ 年 月 日 _____

2. 対象事業

☐ 住宅取得支援事業

☐ 移住奨励金交付事業

☐ 空き家改修支援滋養

(☐ 賃貸契約型 ☐ 住宅取得型)

☐ 家財道具処分等支援事業

【加算項目】

(☐ 賃貸契約型 ☐ バンク登録型)

☐ 若年加算 ☐ 子ども加算 (人)

☐ 起業支援事業

☐ 孫ターン加算 ☐ 周辺地域加算 (地区)

3. 補助金交付決定額

_____ 円 _____

【添付資料】

1. 事業報告書（様式第 2 号）

2. 収支決算書（様式第 3 号）

3. 住民票の写し（世帯全員分）（家財道具処分等支援事業（バンク登録型）は、これを除く。）

4. 領収書等の写し（移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。）

5. 事業着手後の写真（移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。）

6. その他市長が必要と認める書類

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所

氏 名

うさ暮らし定住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました
年度うさ暮らし定住支援事業補助金について、うさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定
により下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求の額

金 円

2. 添付書類

うさ暮らし定住支援事業補助金交付決定通知書の写し

3. 振込先

フリガナ															
口座名義															
金融機関名							支店名								
種 別	普通・当座・その他						口座番号								
株式会社ゆうちょ銀行	記号						番号								
	店番						種別	普通 ・ 当座 ・ その他							